

1. 令和3年第4回定例会議案について

(1) 議案の内訳

・専決処分の承認を求めることについて	1件
・条例の一部改正について	4件
・条例の廃止について	1件
・令和3年度補正予算について	6件
・水戸市との間における茨城 県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について	1件
・水戸市との間におけるいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について	1件
・公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	1件
合計	15件

(2) 議案の概要

- ① 報告第4号「令和3年度小美玉市一般会計補正予算の専決処分」については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、営業に大きな影響を受けている事業所に対し、営業支援のための給付金を給付するもので、歳入歳出それぞれ3,884万円を追加し、歳入歳出予算の総額を246億7,350万円とするもので、令和3年11月5日に専決処分したものです。
- ② 議案第95号「小美玉市国民健康保険条例の一部を改正する条例」については、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、令和4年1月1日から出産育児一時金の支給額が増額されることとなったため提出するものです。
- ③ 議案第96号「小美玉市下水道条例の一部を改正する条例」及び、議案第97号「小美玉市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例」については、小美玉市下水道事業が公営企業会計に移行したことにより、同じ公営企業会計である小美玉市給水条例と内容を統一するため提案するものです。
- ④ 議案第98号「小美玉市農業集落排水事業分担金に関する条例の一部を改正する条例」については、小美玉市農業集落排水事業が公営企業会計に移行することにより、同じ公営企業会計である小美玉市給水条例と内容を統一するため提案するものです。
- ⑤ 議案第99号「小美玉市定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例」については、茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止に伴い、提出するものです。
- ⑥ 議案第100号「令和3年度小美玉市一般会計補正予算(第3号)」については、歳入歳出それぞれ2億5,583万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を249億2,933万6千円として提案するものです。補正の内容については、普通交付税額決定による地方交付税のほか、施設型給付費、新型コロナウイルスワクチン接種事業及び道路橋梁維持管理費等を補正計上するものです。また、歳入歳出予算補正のほか、債務負担行為の追加について、補正計上するものです。
- ⑦ 議案第101号「令和3年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」については、歳入歳出それぞれ122万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億3,237万7千円として提案するものです。
- ⑧ 議案第102号「令和3年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」については、歳入歳出それぞれ183万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億3,577万2千円として提案するものです。

- ⑨ 議案第 103 号「令和 3 年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算(第 2 号)」については、歳入歳出それぞれ 200 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3,853 万 9 千円として提案するものです。
- ⑩ 議案第 104 号「令和 3 年度小美玉市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)」については、介護保険事業勘定において、歳入歳出それぞれ 600 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 41 億 3,474 万 2 千円として提案するものです。
- ⑪ 議案第 105 号「令和 3 年度小美玉市水道事業会計補正予算(第 2 号)」については、第 3 条予算、収益的収入及び支出のうち、支出を 105 万 9 千円減額し、8 億 2,745 万 8 千円として提案するものです。
- ⑫ 議案第 106 号「水戸市との間における茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止」については、令和 4 年度から、より広範な連携が可能となる、いばらき県央地域連携中枢都市圏へ移行することから、これまで取り組んできた茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定を廃止するため提出するものです。
- ⑬ 議案第 107 号「水戸市との間におけるいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結」については、これまで取り組んできた茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定を廃止し、令和 4 年度から、より広範な連携が可能となる、いばらき県央地域連携中枢都市圏へ移行するため提出するものです。
- ⑭ 議案第 108 号「公平委員会委員の選任につき同意を求めること」については、公平委員会委員であった柳澤邦夫氏が、令和 3 年 8 月 31 日をもって退任されたため、新たに小林正和氏を選任したく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求めるものです。

◇問い合わせ先
総務部 総務課 庶務係
Tel:0299-48-1111(内線 1274)